

參考資料

平成29年介護保険制度の改正等に関するFAQ【再掲】
(老健局振興課分)

No.	質 問	回 答	担当課
振 1	<p>【共生型サービス関係】</p> <p>共生型サービスが創設されると聞きましたが、基準・報酬はどうなりますか。障害者の方がサービスを使いにくくなりませんか。</p>	<p>1. 今回の「地域包括ケア強化法」では、デイサービスなどについて、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付けることとしています。</p> <p>2. 具体的には、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなります。</p> <p>これにより、障害者が65歳以上になっても、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用し続けることができるようになります。</p> <p>3. 共生型サービスの施行は平成30年4月1日ですが、具体的な基準や報酬については、サービスの質や専門性を確保することに十分留意して設定される必要があり、関係する審議会などにおいて、しっかりと検討していきます。</p> <p>4. また、障害者が65歳以上になって共生型サービス事業所を利用する場合であっても、必要なサービスの量が介護保険サービスのみでは適切に確保することができない場合は、これまで同様、引き続き障害福祉サービスを利用できます。</p>	<p>老 健 局 振興課</p> <p>障 害 保 健 福 祉 部</p> <p>障 害 福 祉 課</p>
振 2	<p>【訪問介護関係】</p> <p>生活援助の見直しが行われると聞きましたが、今後、どうなりますか。</p>	<p>1. 生活援助サービスについては、昨年末に改定された「経済・財政再生計画 改革工程表」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和やそれに応じた報酬の設定について、関係審議会等において具体的内容を検討し、平成30年度介護報酬改定で対応」 ・ 平成31年度までに「軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の地域支援事業への移行について、介護予防訪問介護等の移行状況等を踏まえつつ、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる」とされています。 <p>2. 現時点で具体的な結論が出ている訳ではありませんが、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐという介護保険の理念を踏まえつつ、制度の持続可能性の確保や介護人材の確保の観点にも留意して、今後、審議会でご議論いただきたいと考えています。</p>	<p>老 健 局 振興課</p>